

福島市教育委員会臨時会会議録	
1 場 所	福島市役所 8階 教育部長室
2 日 時	令和5年6月5日 午後5時30分
3 出席者	教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡邊慎太郎 委員 篠木雄司 委員 高谷理恵子 委員 立花由里子
4 欠席した委員	
5 説明のため出席した職員	教育部長 三浦裕治 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広 学校教育課長 穂積 浩 教育総務課課長補佐兼庶務係長 神野秀樹
6 議事内容及び経過	(1) 開 会 午後5時30分 (2) 日 程 本日1日間 (3) 署名人の決定 委員 渡邊慎太郎 委員 高谷理恵子 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 藤川哲生

1 議事	
議案第16号	福島市いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
学校教育課長	(教育委員会定例会提出事項 P3により説明)
立花委員	福島市いじめ問題再調査委員会について、項がひとつ後ろに下がっただけかと思うが、改正前の委員の再任されることができると いう表記はなくなったのか。
学校教育課長	改正後は入っていない。市長部局の方で設置する再調査委員会であり、委員が再任されることができるという文言が、実際削られているが、そこについては今のところ確認ができない状態である。
渡邊委員	第23条で、福島市いじめ重大事態調査委員会について規定しているが、今までの説明と教育総合会議の際の話では、重大事態調査委員は常設の組織ではなく、事案が発生した時に設置する組織であると理解している。仮にそうだとすると、第23条の1項の決め方が、常設する委員会の決め方の表記になっている。対策委員会はこれでいいと思うが、重大事態調査委員会については、案件が生じた時に設置すると思うため、書き方を変えなければ誤解を招く感じがする。そもそも重大事態調査委員会が常設ではなく、非常設だということでもいいのか確認したい。
学校教育課長	重大事態調査委員会については、その重大事態の調査の際に組織するということで、常設とは考えていない。
渡邊委員	そうなる、辛うじて第23条の4項でその任期の終了期間が書いてあるため非常設というのが伺われるが、少し書きぶりを変える必要があると感じる。例えば、第20条で調査を行わせること

	については規定しているが、教育委員会において第20条の、その重大事態調査委員会による調査を決定した後速やかに設置するというように、本来はあり方としてはそうなるはず。
学校教育課長	委員からお話いただいた点は関係部署等とも確認をしたいと思う。
立花委員	第23条1項の2行目について、法第28条第1項の規定に基づきとなっているこの法とは何か。
学校教育課長	いじめ防止対策推進法である。
立花委員	国の法律に基づきということで理解した。
渡邊委員	条例はもちろん市議会だが、規則は教育委員会では変えられるのか。
学校教育課長	そのとおりである。
渡邊委員	そうすると条例はこのまま進むにしても、規則の方でそこをきちんと手当するようなことを考えたほうが良いと思う。先ほど話が出た、いじめ防止対策推進法でも、次の場合には置くというような決め方になっている。その次の場合というのが、いわゆる重大事態条項の1号と2号が出てくるわけであり、そのような意味で規則の方は1回制定するにしても、再調整が必要だと認識しておいたほうが良いかと思う。条例はこれはこれでいくなればやむを得ない。
学校教育課長	後ほど重大事態調査委員会の規則についても説明するため、その際にご意見をいただきたい。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。

議案第 17 号	福島市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則制定の件
	学校教育課長 (教育委員会定例会提出事項 P 11 により説明)
立花委員	議題の質問ではないが、この規則は全体の内容はどこかに公開されているのか。条例はホームページで確認したが、規則に関しては改正前に書いてあることは分かるが、省略されている部分は情報がないため、これはどこで確認することができるのか。
渡邊委員	福島市、例規集と検索すると確認できる。例規集専門のウェブサイトの中から検索できる。今回の条例・規則改正が完了したところで、関連の条例・規則を制定改正後のもので委員あてに送付してほしい。
高谷委員	今のウェブでどこまで検索ができるか、読むことができるかというのは、これからも外に向けて発信することが大事なことだと思っている。いじめに関しては、この条例改正の機会に、もう一度広報をしていただき、分かりやすいところに情報を出すよう検討してもらいたい。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
議案第 18 号	福島市いじめ重大事態調査委員会規則制定の件
	学校教育課長 (教育委員会定例会提出事項 P 17 により説明)
渡邊委員	第 2 条の 1 項の前文の手前に、「条例第 20 条により教育委員会 が調査委員会に調査を行わせる場合」を追加し、その後に原文ど おり「調査委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会 が委嘱し、または任命する。」としてもらえれば、非常設である

	ことは明らかになるので、できれば入れていただきたい。
	もう1点は、前回の総合教育会議の中でも若干話題になったが、
	対策委員会との兼任に関して、兼任することができる規定を第2
	条2項に入れているが、これは全員兼任ということ想定してい
	るのかどうかを確認したい。
学校教育課長	すべての委員を兼任させることは考えていない。
渡邊委員	そうすると、例えば、第2条1項(1)の学識経験者や、(2)
	の専門的な知識を有する者を兼任で新たに人を探すとすると、機
	動的な設置が難しいのかという感じはする。どういう形でその非
	兼任の者を含めての任命となるのか想定をしているのか。
学校教育課長	いじめ重大事態調査委員会の委嘱する委員については、人材的に
	確保するのが難しく、いじめ防止対策委員会の委員も兼任すると
	いうことで、この第2条第2項に規定をしたところである。いじ
	め重大事態調査委員会は5名以内ということのため、一部の委員
	については、いじめ問題対策委員の委員と兼任ということである
	が、必要に応じ、例えば今、その専門委員会で委員となっている
	場合には、4名の方が問題対策委員の方から入り、あとは1人そ
	れ以外の方を入れているというところもある。そこら辺について
	は事案やバランスとも考えて、委員を委嘱していきたいと考えて
	いる。
渡邊委員	実際に起こってからでは、その瞬間その瞬間の判断でやらざるを
	得なくなってしまうと思うため、むしろ重大事態調査委員会をこ
	の規則制定を初めて設置するよりも前に、その5人以内の構成を

	<p>どういふふうに想定するのか、例えば人材的に新たに選出することが難しいと思われる(1)(2)については、例えば5人中3人までは兼任で残りの2人については、こういうところから組み込むなど議論しておかないと、あるいは用意しておかないと、幾ら条例を変えて、どこを制定しても実際の動きが動かないと、今度はもっと問題になるため、そこは法令例規を制定した上で、運用面については早めに議論した方がいいかと思うため、引き続き協議していただきたい。</p>
学校教育課長	<p>ご意見をいただきありがとうございます</p>
	<p>もう1点、第2条に関して冒頭に、条例20条により教育委員会が調査委員会に調査を行わせる場合という内容をご提案いただいたところについては、条例のとの関わりでいじめ重大事態調査委員会の方は、常勤常設ではないということから、このような文言を入れることによって必要に応じて設置するということになるため、この文言を使わせていただきたい。</p>
渡邊委員	<p>ぜひその方向でお願いしたい。先ほど高谷委員からお話があった、今後こういう規則こういう条例こういう規程でやっていくという時にも理解してやすいと思うので、ぜひ入れてもらえればと思う。</p>
学校教育課長	<p>その方向で進めさせていただきたい。</p>
教育長	<p>実際の委員の選定についても、渡邊委員から建設的なご意見を頂戴した。そういったことを踏まえて進めていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>異議ないため本議案を原案のとおり承認する。</p>

<p>学校教育課長 先ほど、立花委員から条例第24条のいじめ問題再調査委員会に</p>
<p>ついてご質問をいただき確認をしていたところであるが、市長部</p>
<p>局の方で設置する再調査委員会であり、委員が再任されることが</p>
<p>できるという文言が、実際削られているが、そこについて確認が</p>
<p>今のところできない状態である。また、いじめの条例については</p>
<p>ては、先ほど第23条でもお話したが、今後の変更等は難しいと</p>
<p>いうこともあるため、その点ご了承いただきたい。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p>以上終了 午後6時25分</p>
<p>記 録 藤川 哲生</p>
<p> </p>
<p>委 員</p>
<p>委 員</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>